

令和6年2月13日

## 第11回

# 玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

## 令和5年度第11回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月13日(火) 午後1時30分～午後1時57分

2. 場 所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員(10名)

会 長 1 番 山野信也

会長職務代理者 7 番 鬼塚忠正

委 員 2 番 永田麻衣 3 番 坂口政文 4 番 徳山道也

5 番 清田伸一 6 番 上田佳子 8 番 清田 勇

9 番 前川政樹 10 番 小山省三

推進委員 大隅正信

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸 局長補佐 奥村佳織

## 事務局

ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第11回総会を開会いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

《挨拶》

## 事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~（9名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

## 議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は9番前川委員と10番小山委員を指名します。また、書記に事務局の奥村局長補佐を指名します。

よろしく申し上げます。

## 議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について2件あがっております。1番について事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について

=1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読=

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在55歳、親と一緒に農業をされており、今回、譲渡人の母が高齢で今後農業が出来ないということで譲受人の娘さんに贈与されるために、申請されるものです。

申請地につきましては、4ページから8ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。  
3地区の代表で徳山委員

**4番 徳山委員**

今までお父さんたちが管理されていまして園地としては何ら問題ありませんが、一筆だけが若干の荒地となっています。親子間の贈与ということで問題ありません。

**議長**

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

**推進 大隅委員**

委員さんが言われたとおり問題ありません。

**議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

**3番 坂口委員**

現在は、親父さんたちが管理をされておりますが、今後、娘さんになって貸し出しとかされるのですか。

**事務局**

確認したところ娘さんも現在一緒に作業されておりますので、そのまま管理されます。

**議長**

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

**議長**

賛成多数。よって議案第1号、1番は、承認されました。  
続きまして2番について事務局より説明をお願いします。

**事務局**

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について  
＝2頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在75歳でみかんとスイカの栽培をされており、今回、自宅に隣接する申請地を買い受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、9ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、2番の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。  
徳山委員

**4番 徳山委員**

この農地は譲渡人の父と譲受人が兄弟で譲受人の自宅隣であるため  
利便性等を考えて譲り受けられますので問題はありません。

**議長**

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。  
次に推進委員さんからの意見をお願いします。

**推進 大隅委員**

委員さんが言われたとおり問題ありません。

**議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

**議長**

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について、承認

される方は挙手をお願いします。

## 【全員挙手】

### 議長

賛成多数。よって議案第1号、2番は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

### 事務局

10ページです。(朗読)

11ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和6年1月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

12ページをご覧ください。(総括表の説明)

13ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が4件、新規の使用貸借権が1件です。面積は、田が2筆で2,868㎡、樹園地が8筆で15,143㎡、普通畑が3筆で4,132㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

### 議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

### 4番 徳山委員

3番と4番の借受け人は何歳ですか

**事務局**

60歳になられます。

**議長**

外にありませんか。無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については（案）のとおり決定いたします。

**議長**

その他ですが、事務局から何かありますか。

**事務局**

- ・農地あっせん申出について
- ・能登半島地震義援金について

**議長**

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

閉会 午後1時57分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年2月13日

玉東町農業委員会会長

Ⓜ

9番委員

Ⓜ

10番委員

Ⓜ